

公益財団法人東京都都市づくり公社 技術実績評価型総合評価方式試行の取扱い

令和 8 年 8 月 5 日制定

(趣旨)

第 1 条 この取扱いは、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事において、品質確保を図るため、入札の際に、工事価格及び施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「技術実績評価型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 公社係設置に関する達の契約検査係をいう。
- (2) 一級技術者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- (3) 二級技術者 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定若しくはその他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又はその他の法令に規定する免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、一級技術者以外の者をいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で、一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (5) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムをいう。
- (6) 工事成績評定通知書の総評定点 公社工事成績評定要綱（令和 7 年 7 月 29 日都市づくり公社要綱第 268 号）第 12 条に規定する過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。
- (7) 基準日 各四半期の初日（4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

(試行対象工事)

第3条 技術実績評価型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が、建築工事にあつては4億5千万円以上、土木工事にあつては3億5千万円以上、設備工事にあつては1億6千万円以上の工事案件から選定する。

2 工事を主管する部等の長（以下「工事主管部長」という。）は、具体的な試行対象工事を決定し、契約担当者に通知する。

（公表に当たり工事主管部長が定める事項）

第4条 工事主管部長は、技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合は、次に掲げる事項について、契約担当者等と協議の上、あらかじめ定めるものとする。

- (1) 工事件名、工事場所及び工事概要
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 技術点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 資料の提出後は、原則として資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (7) 資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。ただし、第8条の資料の提出後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に、配置予定技術者の変更の申し出があった場合で、申し出のあった配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることを確認できたときはこの限りでない。
- (8) その他必要と認める事項

（入札公告）

第5条 技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合の入札公告においては、前条及び技術実績評価型総合評価方式の対象工事であることを明示するものとする。

（発注予定工事の事前公表において示す事項）

第6条 技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合の発注予定工事の事前公表においては、第4条に掲げる事項及び技術実績評価型総合評価方式の対象工事であることを公表事項として明示するものとする。

（学識経験を有する者の意見聴取）

第7条 落札者決定基準を定めようとするときは、工事請負契約事務協議会にて、次の内容についての意見を聴取しなければならない。

- (1) 落札者決定基準又は取扱要領を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 落札者を決定しようとするとき改めて工事請負契約事務協議会にて意見聴取を行う必要の有無

2 1 (2)において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者（あらかじめ予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が公社にとって最も有利な者）を決定しようとするときは、工事請負契約事務協議会にて、その決定についての意見を聴取しなければならない。

（競争入札参加申込に当たっての資料の提出）

第8条 当該競争入札の参加資格確認を申込み者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、入札公告又は発注予定工事の事前公表に基づき、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、第9条第4項に規定する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料を提出するものとする。

（総合評価の方法）

第9条 技術実績評価型総合評価方式の評価は、価格点と技術点とを合計した評価値による。

2 価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点＝（式①×0.13＋式②×0.87）

(1) 「入札価格 ≥ 基準価格」の場合

$$\text{式①} = 35 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

$$\text{式②} = 35 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{基準価格}} + \frac{\text{基準価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

(2) 「基準価格 > 入札価格 ≥ 特別基準価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 35 \times \left[\frac{\text{入札価格} - \text{特別基準価格}}{\text{基準価格} - \text{特別基準価格}} \right]$$

(3) 「特別基準価格 > 入札価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 0$$

※式①及び式②の上限は35点とする。

※最低入札価格は、基準価格を下回る場合は、基準価格とする。

※最低入札価格と予定価格が同額の場合は、式①は35点とする。

※式①及び式②は端数処理を行わず、価格点の小数点以下については、競争入札参加者

の間で評価の差異として反映されるまで算定する。

※上記(1)～(3)にある価格は全て消費税額を除いた額とする。

- 3 前項の基準価格及び特別基準価格（以下、「基準価格等」という。）は、予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定する。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算する。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、基準価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 1/10（昇降機設備工事にあつては 2/10）を乗じた額とする。

ただし、基準価格については、算定の結果、設定金額が予定価格（税抜）の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格（税抜）の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格（税抜）の 9.3/10 を超える場合にあつては予定価格（税抜）の 9.3/10 とする。

《基準価格の算定式》

$$\text{基準価格} = \text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.68$$

※解体工事の場合は、①の乗率を 0.8 とする。

《特別基準価格の算定式》

$$\text{特別基準価格} = \text{①} \times 0.9 + \text{②} \times 0.8 + \text{③} \times 0.8 + \text{④} \times 0.3$$

※解体工事の場合は、上記算定式によらず、予定価格（税抜）の 7.5/10 とする。

《端数処理》

基準価格及び特別基準価格の算出に関する端数処理については、以下のとおりとする。

- ・①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等に率を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・現場管理費相当額を算出する場合は、円未満切捨てとする。
- ・基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。また、予定価格（税抜）の 9.3/10 を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・解体工事の特別基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。

- 4 技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するもの

とし、技術点の評価項目並びに技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、別表 1 のとおりとする。

また、技術点の上限は 35 点とする。

なお、技術点は、第 4 条第 7 号の規定により、配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

- 5 「企業の技術力」は、別表 1 に掲げる 6 つの評価項目とし、評価はそれらの評価点の合計によるものとする。ただし、第 11 条第 2 項第 7 号及び同条第 6 項第 6 号の規定により同種工事及び類似工事を指定しない工事については、「企業の実績点」及び「配置予定技術者の実績点」を評価項目としない。
- 6 「企業の信頼性・社会性」は、別表 1 に掲げる評価項目とし、評価はそれらの評価点の合計によるものとする。

(落札者の決定方法)

第 10 条 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、第 9 条第 1 項の評価値の最も高いものを落札者とする。

- 2 前項の評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(「企業の技術力」の評価方法)

第 11 条 「企業の技術力」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

- 2 「企業の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「企業の実績点」は 2 点満点とし、競争入札参加希望者のうち、当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日の 5 年前の日から起算して 5 年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績を 1 件以上有する場合に 2 点、類似工事の実績を 1 件以上有する場合に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。
 - (3) 第 1 号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。
 - (4) 「企業の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定するものとし、実績の確認は、コリンズの登録内容確認書によるものとする。なお、乙型建設共同企業体における担当工事の実績は、建設共同企業体協定書等により確認する。

- (5) 第1号の実績は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績とする。
 - (6) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、前号を踏まえた上で構成員のいずれかの実績を対象とする。
 - (7) 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。
- 3 「工事成績評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「工事成績評価点」の算定は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、別表2のとおりとする。
 - (2) 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、競争入札参加者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てる。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。
また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。
 - (3) 工事成績評定通知書は、公社の発注工事のみを対象とする。
 - (4) 「工事成績評価点」の算定の対象工事は、原則として、当該発注工事と同一の業種とする。
なお、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定するものとする。
 - (5) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、共同企業体としての「工事成績評価点」は、第1号に基づき算定される構成員ごとの工事成績評価点全てについて、構成員ごとの出資割合で加重平均することにより算定するものとする。
- 4 「企業の優良工事表彰の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 優良工事として表彰された実績は、公社の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、理事長から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。
 - (3) 実績の確認は、理事長が贈呈した賞状等の書状の写しによるものとする。
 - (4) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

- 5 「配置予定技術者の資格点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。
- なお、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
- (2) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者が保有する資格を対象とする。
- 6 「配置予定技術者の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1点、それ以外の場合に0点、類似工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。ただし、配置予定技術者が競争入札参加申込みの時点において、40歳以下の場合又は配置予定技術者が女性の場合は、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に2点、それ以外の場合に1点、類似工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に2.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1.5点、それ以外の場合に1点とする。
- なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。
- (2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。
- (3) 第1号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。
- (4) 「配置予定技術者の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定するものとし、実績の確認は、コリンズの登録内容確認書によるものとする。
- (5) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。
- (6) 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。
- 7 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の10年3か月前の日から起算して10年の間に完了した工事のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合に3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 工事成績評定通知書は、公社の発注工事のみを対象とする。
- (3) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、第1号の工事におけるコリンズに登録されたデータ及び工事成績評定通知書から算定するものとし、実績の確認は、コリンズの登録内容確認書及び工事成績評定通知書の写しによるものとする。
- (4) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(「企業の信頼性・社会性」の評価方法)

第12条 「企業の信頼性・社会性」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

2 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、公社競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成28年4月1日都市づくり公社要綱第102号）に基づく指名停止を受けている場合に-3点とする。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為の実績点についての評価は行わないこととする。
- (2) 実績の確認は、公社が通知する指名停止通知書の写しによるものとする。
- (3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

3 「地域における実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「地域における実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 工事成績評定通知書は、公社の発注工事のみを対象とする。
- (3) 実績の確認は、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事の工事請負契約書等の写し及び工事成績評定通知書の写

しによるものとする。

(4) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

4 「災害協定締結の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「災害協定締結の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、当該発注工事の施工場所の属する区市町村と災害時における防災活動について定めた災害協定（団体含む）を1件以上締結している場合に2点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 実績の確認は、災害協定に係る協定書等の写し及び当該団体に所属することを示す資料の写し（団体の場合）によるものとする。

(3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

5 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、ISO（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 又は ISO14000 シリーズの 14001 を認証取得している場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 実績の確認は、認証に係る登録証の写しによるものとする。

(3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

6 「地域内における本店又は支店所在の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「地域内における本店又は支店所在の実績点」は3点満点とし、競争入札参加者の本店の所在地が、当該発注工事の施工場所の属する区市町村の場合に3点、当該発注工事の施工場所が多摩地区（区部）で、競争入札参加者の本店の所在地が、多摩地区（区部）の場合に2点、競争入札参加者の支店の所在地が、当該発注工事の施工場所の属する区市町村の場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 実績の確認は、公社の入札参加資格受付票の写しによるものとする。

(3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

7 「環境への配慮の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「環境への配慮の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の各認証制度に認定された実績を1件以上有する場合又は競争入札参加者が、競争入札参加申込みの時点において、SBT 認定若しくはエコ・ファースト制度による認定を受けている場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 実績の確認は、とうきょう森づくり貢献認証制度の各認証制度に認定されたとして東京都知事等が発行した認証書の写し又は SBT 認定若しくはエコ・ファースト制度による認定取得を証明できる書類の写しによるものとする。

(3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

8 「障害者雇用の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「障害者雇用の実績点」は 0.5 点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直前に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。

(2) 前号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 8 号に規定する常用労働者のうち 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の障害者を 1 名以上雇用している場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。

(3) 前 2 号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 7 号に規定する短時間労働者のうち第 5 号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者を 1 名以上雇用している場合 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。

(4) 前 3 号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 7 号に規定する短時間労働者のうち第 5 号に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を 2 名以上雇用している場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。

(5) 第 2 号の障害者とは、障害者雇用促進法第 2 条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。

(6) 第 2 号から第 4 号までの加点対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去 3 か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

(7) 短時間労働者とは、次の者をいう。

① 1 週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比し短く、20 時間以上 30 時間未満である者

② ①に該当する者のうち、次号に規定する常用労働者である者

(8) 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

① 期間の定めなく雇用されている労働者

② 一定の期間（例えば 1 か月、6 か月等）を定めて雇用されている労働者であって、

その雇用期間が反復更新され、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

- (9) 実績の確認は、第 1 号に該当する競争入札参加者にあつては公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印が押印されているものに限る）によるものとする。第 2 号から第 4 号までに該当する競争入札参加者にあつては、障害者雇用状況申告書及び雇用している障害者が保有する障害者手帳等の写し及び健康保険証等の写しによるものとする。

- (10) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

- 9 「「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点」は 0.5 点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、東京都が定めた東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を 1 件以上有する場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。

- (2) 実績の確認は、東京ライフ・ワーク・バランス認定企業に認定したとして東京都知事等が贈呈した認定証等の書状の写しによるものとする。

- (3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

- 10 前 3 項に規定する実績点について、複数の実績に該当する場合は、いずれか一つの実績のみ評価する。

- 11 「女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点」は 0.5 点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の各賞を受賞した実績を 1 件以上有する場合又は競争入札参加者が、競争入札参加申込みの時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）第 9 条に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。

- (2) 実績の確認は、東京都女性活躍推進大賞の各賞を受賞したとして東京都知事等が贈呈した賞状等の書状の写し、又は、女性活躍推進法第 9 条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しによるものとする。

- (3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

- 12 「女性活躍に係る行動計画策定の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「女性活躍に係る行動計画策定の実績点」は 0.25 点満点とし、競争入札参加者が、令和 4 年 4 月 1 日以降かつ競争入札参加申込受付期間の末日の 2 年前の日から起算して 2 年の間に、女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定したとして各労働局宛てに届け出た場合に 0.25 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 実績の確認は、女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定したとして各労働局宛てに届け出た一般事業主行動計画策定届の写し（各労働局の受付印が押印されているものに限る）によるものとする。
 - (3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 13 前 2 項に規定する女性活躍推進の実績について、複数の実績を有する場合でも 0.5 点とする。
- 14 「都内中小企業との共同企業体結成の有無」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「都内中小企業との共同企業体結成の有無」は、1 点満点とし、当該発注工事において競争入札参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年 6 月 30 日法律第 97 号）第 2 条第 1 項の規定によるもの）であり、かつその出資比率が 20%以上である場合に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 有無の確認は、建設共同企業体協定書、東京都の競争入札参加資格審査結果通知書、公社の入札参加資格受付票の写しによるものとする。

（資料説明会）

第 13 条 資料説明会は開催しない。

附 則

この取扱いは、令和 8 年 8 月 20 日以降に公告等を行う案件から施行する。

別表 1

	評価項目	評価点	満点 (点)		備 考
企業の 技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	19	
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	15		
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2		
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	9	
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3		
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	-3	-3	有る場合に減点
	地域における実績	地域における実績点	1	7	
	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	2		
	ISO9001 又は 14001 認証取得の有無	ISO9001 又は 14001 認証取得の実績点	1		
	地域内における本店又は支店所在の有無	地域内における本店又は支店所在の実績点	3		
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	0.5	複数の実績を有する場合でも 0.5 点とする。
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5		
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点	0.5		
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点	0.5	0.5	複数の実績を有する場合でも 0.5 点とする。
		女性活躍に係る行動計画策定の実績点	0.25		
	都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点	1	1	
技術点の上限：35 点					

別表 2

工事成績評定通知書の総評定点の平均				工事成績評価点
0	点以上	40	点未満	0
40	点以上	60	点未満	1
60	点以上	62.5	点未満	3
62.5	点以上	65	点未満	5
65	点以上	66.5	点未満	7
66.5	点以上	68	点未満	8
68	点以上	69.5	点未満	9
69.5	点以上	71	点未満	10
71	点以上	72.5	点未満	11
72.5	点以上	75	点未満	12
75	点以上	77.5	点未満	13
77.5	点以上	80	点未満	14
80	点以上	100	点以下	15